部長及び参事官　　捜一発第170号
殿　　（刑企）
所　属　長　　令和５年７月13日
５年保存（口訓）
本　部　長

重要凶悪事件に係る的確な捜査の推進について（通達乙）

殺人、強盗、放火及び不同意性交等の凶悪犯のうち、犯行の手段方法、被害の程度等から重要と認められる事件（以下「重要凶悪事件」という。）については、「重要凶悪事件に係る的確な捜査の推進について（通達乙）」（平成31年４月11日捜一発第105号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、各所属においては、下記事項に留意の上、引き続き、重要凶悪事件に係る捜査を常に組織の力により総合的に推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　初動捜査の徹底

重要凶悪事件が発生した際は、関係部門とも連携し、事件の正確な状況を迅速に把握するよう努めること。また、被疑者の特定に資する痕跡を可能な限り早期に確保するため、初動捜査の段階から必要な人員を投入し、客観的証拠の収集、目撃者の確保等の必要な捜査を徹底すること。

２　情報発信及び公開捜査等への配意

被疑者が凶器を持って逃走している場合等、地域住民の生命・身体に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる場合には、地域住民や近隣の学校施設等への必要な情報発信が迅速になされるよう関係部門との連携に配意すること。また、被疑者の発見、検挙及び犯罪の再発防止のために必要と認められる場合には、「被疑者の公開捜査について（通達乙）」（令和４年３月10日刑企発第81号）に基づく公開捜査の実施にも配意すること。

３　総合力を発揮した捜査の推進

重要凶悪事件の捜査に当たり、捜査を統一的かつ強力に推進するために必要な場合には捜査本部の設置を検討するとともに、事件が２以上の都道府県警察に関係する場合には関係する都道府県警察における合同捜査・共同捜査の実施を速やかに検討すること。また、指名手配その他の手配を積極的に活用するとともに、関係部門とも連携して捜査に必要な情報を集約・共有するなど、警察の総合力を発揮した捜査を推進すること。

４　的確な広報の実施

重要凶悪事件については、被疑者が検挙されていない状況では県民が大きな不安感を有していることから、今後の捜査等への支障や関係者のプライバシーを考慮の上、可能な範囲で警察の捜査その他の活動について広報し、県民の不安感の解消に努めること。

5　捜査に資する資機材等の活用

重要凶悪事件の被疑者を早期に検挙するため、装備資機材等の確実な整備及び管理に努めるとともに、これらを適切に活用できるよう平素からの教養、訓練等に努めること。また、ＤＮＡ型鑑定、デジタル・フォレンジック等の科学技術を活用した捜査が効果的に行われるよう、捜査員に対する最新の科学技術に係る知識の醸成等に努めること。